

令和元年度 生駒市障がい者地域自立支援協議会
会議録

開催日時	令和元年8月7日(水) 午後2時～午後4時
開催場所	生駒市コミュニティセンター404会議室
出席者 (委員)	梅川会長、神澤副会長、関谷委員、辻村委員、松村委員、伊藤委員、安田委員、上村委員、中尾委員、平尾委員
欠席者	なし
事務局	福祉健康部部长 影林、障がい福祉課長 石倉、障がい福祉課課長補佐 大畑、障がい福祉課主幹 吉田、障がい福祉課支援係長 坂本、支援係主査 木村、障がい福祉係員、紀
案件	(1) 生駒市の障がい福祉の動向について 平成30年度相談支援事業実績報告及び生活支援センター概況報告について 平成30年度の各部会活動報告について (2) 第5期生駒市障がい者福祉計画の評価について (3) 平成30年度生駒市福祉センター指定管理事業の評価について (4) 令和元年度生駒市の障がい者福祉の取り組みについて
事務局	(開会) 事務局の挨拶・紹介
会長	会長の挨拶 それでは案件1について事務局に説明をお願いしたい。
事務局	【事務局説明】 案件1 『生駒市の障がい福祉の動向について』 『平成30年度相談支援事業実績報告及び生活支援センター概況報告について』 『平成30年度の各部会活動報告について』
会長	このことについて質問等はないか。
委員	生駒市の障がい種別や人数の傾向について。生駒市の特色はあるのか。
事務局	全国の統計資料を持ち合わせていないため、この場で正確なお答えは出来かねるが、全国と比較して、若干少ない印象である。生駒市の特性上、昭和50年代に開発された地域の高齢化が急速に進んでいるほか、3世代にわたって住む住宅状況ではないことと、身体障害者手帳の取得は高齢者に多い傾向であることから、今後急激に増加する可能性がある。特に精神障

	<p>害者保健福祉手帳1・2級の等級をお持ちの方に対して医療費助成制度が創設されたことから、医療費助成を行っている県内自治体においては増加傾向にあると思われる。また、国の算出した障がい者が人口を占める割合は7%であるというが、この場合における障がい者の定義は各種障害者手帳の所持如何を問わない。生駒市における各種障害者手帳の所持者は22.4人に1であることから、国が算出した7%より少ないこととなる。</p>
委員	<p>視力障がい・聴力障がいの人数が資料に記載されていないのはなぜか。</p>
事務局	<p>「視力障がい」「聴力障がい」単独の表記ではなく、「視覚障がい」「聴覚平衡機能障がい」という一纏めにされた表記ではあるが、資料1の2ページ下段に記載している。高齢化に伴う肢体不自由下肢の人数が一番多く、視覚障がいについては250人、聴覚平衡機能障がいは254人となっている。</p>
委員	<p>視覚障がいとして纏めるのではなく、視力障がいと聴覚障がいの割合、などの詳細な障がい種別表が必要であると思うが、無ければ結構だ。</p>
会長	<p>それでは案件2について説明して頂きたい。</p>
事務局	<p>【事務局説明】 案件2『第5期生駒市障がい者福祉計画の評価について』</p>
会長	<p>このことについて、質問等はないか。</p>
委員	<p>第5期生駒市障がい者福祉計画は見直しをしなければならない状態なのか。</p>
事務局	<p>ほぼ計画通りの運営であり、その必要はないと判断している。</p>
委員	<p>生活支援センターの設置委託について。相談件数が増加し内容も複雑化している。相談支援専門員に高いスキルは求められるがその数が不十分である。このことに対し、センターの自助努力も必要であるが、市からの支援はあるのか。</p>
事務局	<p>相談支援専門員を増員できるように、今年度より委託料を増額している。高いスキルと関係機関の連携が必要ということもあり、基幹相談支援センター等強化事業も追加し委託している。</p>
委員	<p>放課後等デイサービスについて、一方で開所し一方で閉所しているという。その他の障がい福祉サービス事業所にはみられない傾向だと思うのだが、どうか。</p>

事務局	<p>旧制度の児童デイサービスであった時は医療法人や社会福祉法人が実施主体の主流であったが、放課後等デイサービスになり、特に近年は民間事業所の参入が増えている。元々生駒市を拠点として開所している事業所は、市内のニーズをもとに運営しているが、新規参入の事業所が増えたため、利用者の取り合いになっている可能性も考えられる。更に、生駒市が特に力を入れ相談支援専門員に尽力いただいている点として、障がい者本人の将来を見据えたサービス等利用計画の作成により、本人に必要なサービスを提供していただいている。資料に添付している「ライフステージに応じた支援機関の一覧」に記載しているように、それぞれの事業所が特徴を出し事業所同士で連携しながら、持続的に運営できているという状態であるのに対し、特徴が少ない事業所は市民ニーズが少ないのかもしれない。</p>
委員	<p>他に意見等がないようなので、次の案件3について説明をお願いしたい。 【平尾委員、協議中退席】</p>
事務局	<p>【事務局説明】 案件3「平成30年度生駒市福祉センター指定管理事業の評価について」</p>
会長	<p>この件について、質問等はないか。</p>
委員	<p>案件1に戻るが、例えば精神障害者保健福祉手帳所持者の数について、昨年よりあまり増えていないと思われる。実際、精神障がい者は資料に提示されている数より多いと思う。障がいがある方はどのように手帳や制度を受給されるのか、そのためにはどのような施策があるのか、どうお考えか。</p>
事務局	<p>実際提示している数より多いであろうということは感じる。生駒市の特徴として、高額所得のある家族が当事者を養っていたが、80歳代になり、親亡き後を見据え、経済的に当事者をどう支援していくのか考えることになり、手帳などの受給に向けて動き出すことから、今後増えていくのではないかと予想している。障がいのある生駒市民は障がいがあることをオープンしにくい傾向であったことから、3年連続で広報にて精神障がいに特化した特集記事を組み、ピア活動にも力を入れている。障がいをオープンにすることに利点があることも含め啓発し、障がい者が支援を受けやすい環境を構築していくことが課題である。また、民生委員や自治会長に対し、地域には精神障がいがある人がいて、その方々の相談先があり、一緒に当事者を支援していける環境があることも、あらゆる機会を通じて啓発している。</p>
委員	<p>【平尾委員、着席】 次の案件4について説明をお願いしたい。</p>

事務局	<p>【事務局説明】</p> <p>令和元年度生駒市の障がい者福祉の取り組みについて</p>
会長	<p>この件について、質問等はないか。</p> <p>これからいろいろな意見を聴いて条例を作ってほしい。条例の名称が長いのではないか。</p>
委員	<p>資料10の3について。増員されるのは生活支援センターの職員か、市の職員のどちらか。また、その委託費はどうなるのか。</p>
事務局	<p>委託料を増額し、生活支援センターの相談員を3名配置している。4月から既にこの体制で運営している。</p>
委員	<p>当事者からの意見だが、自立支援医療（精神通院）医療受給者証の手続を忘れてしまう。市から更新勧奨通知を送ってほしい。</p>
事務局	<p>ご意見として承ります。</p>
委員	<p>条例について。誰にとっても分かりやすい内容にしてほしい。例えば、1文が長いので、途中で区切るなどの工夫が必要ではないか。また、現状案は手話言語（聴覚障がい者）に特化した内容であるが、このままでは、聴覚障がい以外の障がいをもつ方々が、自分には無関係な条例だと思ってしまう、条例に関心をもってもらえないかもしれない。障がい者全般にかかる記載をするのが望ましい。</p>
委員	<p>なぜ条例案文を回収するのか。また、国が作った条例案はあるのか。市が独自で全て作成しているのか。国が作った条例案があるならば、その素案に従うべきである。用語の定義にある「障がいのある人」の項目は今更必要か。WHOの障がいの定義等、それらとの定義とのずれが生じないか。さらに、前文が長いので、もう少し短くてもよいのでは。</p>
事務局	<p>当協議会は様々な障がい者に関係している方々にお集まりいただいております。今回はパブリックコメント前にこの場をお借りして素案をご覧いただいている。当協議会の資料はホームページで公開される予定であり、制度の案文について当協議会の意見を踏まえて修正した条例の概要に対してパブリックコメントを募集することから、協議会の資料として配布せず、回収させていただく。また、「障がいのある人」の定義については、障害者差別解消法における「障害者」の定義を引用している。なお、条例案は他市が制定した条例だけではなく、全日本ろうあ連盟が作成した条例案も参考にしている。</p>
委員	<p>これまで多くの委員会に出席してきたが、資料を回収されたのはこれが初</p>

事務局	めてである。 パブリックコメントは条例内容の概要をホームページで公開することとなっており、現在ご覧いただいている条例案分の敲きを当協議会の資料として公開すると紛らわしいためご了承いただきたい。
会長	その他ご意見等は無いか。 長時間のご協議ありがとうございました。